

沖縄県内水面漁場管理委員会指示31第1号

沖縄県の内水面におけるリュウキュウアユの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和元年9月27日

沖縄県内水面漁場管理委員会
会長 立 原 一 憲

（定義）

第1 リュウキュウアユとは、サケ目キュウリウオ亜目アユ科リュウキュウアユをいう。

（採捕水域の制限）

第2 名護市、今帰仁村、大宜味村、国頭村及び東村における内水面（名護湾に流入する河川を除く。）及び海面につながる河口付近（河口中央から半径3キロメートル以内の波打ち際の水域をいう。以下「河口」という。）において、リュウキュウアユを採捕してはならない。ただし、次の各号のいずれかにより行う採捕については、この限りでない。

(1) 沖縄県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が承認した場合

(2) 第3の第1号に掲げる者が、次のいずれかにより行う採捕

ア 6月から10月までの期間において河口で行う採捕

イ たも網、さで網、カニカゴ、もんどり、セルビン及びどう並びに4月から10月までの期間においてサーバーネットを用いて行う採捕

（承認の対象者）

第3 承認の対象者は、次に掲げる者に限る。

(1) 試験及び研究の用に供しようとする者

(2) 増殖又は養殖のための種苗生産に供しようとする者

(3) 保護のために採捕しようとする者

(4) 特に必要と認められる者

（承認申請）

第4 第2の第1号の規定による承認を受けようとする者は、リュウキュウアユ採捕承認申請書（第1号様式）を委員会に提出しなければならない。

（承認証の交付）

第5 委員会は、第2の第1号若しくは第8のただし書の規定により承認をしたとき、又は第9の規定により申請があったときは、リュウキュウアユ採捕承認証（第2号様式。以下「承認証」という。）を交付する。

（承認証の携帯）

第6 第5の承認を受けた者（以下「承認を受けた者」という。）は、リュウキュウアユを採捕しようとする場合は、承認証を携帯しなければならない。

（制限又は条件）

第7 委員会は、リュウキュウアユ資源の保護培養のため必要があると認めるときは、採捕の承認をするに当たり、当該承認に制限又は条件を付することができる。

2 承認を受けた者は、採捕したリュウキュウアユを承認を受けた目的以外の用途に供してはならない。

(承認内容の変更)

第8 承認を受けた者が、リュウキュウアユ採捕承認申請書(第1号様式)の記載事項を変更するときは、リュウキュウアユ採捕承認変更申請書(第3号様式)を委員会に提出しなければならない。ただし、採捕する尾数、採捕期間、採捕する場所又は使用する漁具若しくは漁法のいずれかを変更する場合は、委員会の承認を受けなければならない。

(承認証の再交付申請)

第9 承認を受けた者が、承認証を亡失し、又は毀損したときは、速やかにリュウキュウアユ採捕承認証再交付申請書(第4号様式)を委員会に提出しなければならない。

(報告書の提出)

第10 承認を受けた者は、当該承認に係る採捕期間が終了した月の翌月末日までに、リュウキュウアユ採捕実績報告書(第5号様式)を委員会に提出しなければならない。

(所持及び販売の禁止)

第11 何人も承認を受けずに採捕されたリュウキュウアユ(その受精卵からふ化した稚仔魚及びリュウキュウアユの加工品を含む。)の所持及び販売をしてはならない。

(承認の変更、取消し又は採捕停止等)

第12 委員会は、リュウキュウアユ資源の保護培養のため必要があると認めるとき、又は承認を受けた者がこの指示に違反したときは、承認の内容を変更し、承認を取り消し又はリュウキュウアユの採捕を停止させることができる。

(承認の追認)

第13 沖縄県内水面漁場管理委員会指示28第1号の指示により承認を受けた者は、承認証に記載された期日までその承認が有効であるものとみなす。

(電子情報処理組織による手続等)

第14 委員会は、この指示の規定により行わせ、又は行うこととしている手続等については、電子情報処理組織(委員会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請等をするもの又は処分通知等を受けるものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせ、又は行うことができる。この場合において、行われた手続等については、この指示の規定に規定する書面等により行われたものとみなす。

(指示の有効期間)

第15 この指示の有効期間は、令和元年10月1日から令和4年9月30日までとする。